

浪速区選挙管理委員会 会議録要旨

1 開催日時 令和5年3月22日(水) 午後0時30分～午後0時50分

2 開催場所 浪速区役所 選挙管理委員会室

3 出席者 委員長 北口 武司
委員 辻本 邦廣
委員 寺田 守
委員 宮井 順子
参事 与幡 多伸子
参事 与世古口 隆志
事務局 長 小林 秀隆
主幹 保井 憲一郎
選挙係 長 竹田 和広

4 議題

◎ 決定事項

(1) 選挙人名簿登録者数について(3月22日 大阪府知事選挙時登録)

令和5年3月22日現在の当区選挙人名簿登録者数は次のとおり。

男 30,060名 女 28,550名 計 58,610名

(2) 令和5年4月9日執行統一地方選挙における告示について、次の告示を行います。

ア) ポスター掲示場の設置(案)

イ) 投票所の設置(案)

ウ) 期日前投票所の設置(案)

エ) 期日前投票所の開閉時刻の繰り下げ(案)

オ) 投票管理者及びその職務代理者の選任(案)

カ) 期日前投票における投票管理者及びその職務代理者の選任(案)

キ) 開票の場所及び日時(案)

ク) 開票管理者及びその職務代理者の選任(案)

ケ) 開票立会人を定めるくじを行う場所及び日時(案)

◎ コ) 投票記載所の候補者の氏名等の掲示の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時(案)

サ) 不在者投票時間の変更(案)

シ) 在外選挙人が投票を行う期日前投票所の場所(案)

(3) 選挙人名簿の抹消を事前に委員会で議決を行う件について

次のとおり決定しました。

公職選挙法第28条の規定にかかわらず、令和5年4月9日執行予定の大阪府知事選挙の告示日から選挙期日までに同条2号に該当する選挙人のうち、「転出先の市町村の選挙人名簿に既に登録されている者」及び「選挙時登録において登録予定の者」については別紙のとおりであるので、その選挙人が他の市町村へ転出してから4ヶ月を経過するに至ったときに、選挙人名簿から抹消する。

(4) 選挙人名簿の抹消権限の一部を委員長に委任する件について

次のとおり決定しました。

公職選挙法第28条の規定にかかわらず、令和5年4月9日執行予定の大阪府知事選挙の告示日から選挙期日までに同条第2号に該当する選挙人のうち、「転出先の市町村の選挙人名簿に既に登録されている者及び選挙時登録において登録予定の者」の確認ができていない者は、別紙のとおりであるので、各抹消期日に選挙人名簿から抹消する権限を当委員会を委員長に委任する。

なお、告示日以降に同条第1号に該当する選挙人がいた場合及び、告示日以降に届出された住民異動届において同条第2号に該当する選挙人がいた場合も同様とする。

◎ 報告事項

(1) 個人演説会開催のために必要な施設の設備の程度及び納付すべき費用の額について

区長名にて告示を行った旨、報告しました。

(2) 投票及び開票事務従事者等編成表について

投票事務にかかる従事者等の各編成について報告しました。

(3) その他